

第131回平塚市個人情報保護運営審議会議事録

日時 令和4年10月4日(火) 14:00~15:50	場所 オンライン会議 (平塚市役所本館 706会議室(2))	確認者
--------------------------------	--------------------------------------	-----

出席者 15人
 委員 諸坂会長、佐藤委員、児玉委員、慎委員、長谷川委員、和田委員
 事務局 木村課長、鈴木課長代理、飛鷹主査、市川主事
 実施機関 健康課：大野主査、小林主事
 経営企画課：松原副病院長兼地域医療支援部長、女屋入退院支援・医療相談室長、千葉課長代理

1 第130回議事録の確認について
 議事録の確認を行った。

2 議題

(1) 特定個人情報保護評価再実施に係る報告について【公開】

特定個人情報保護評価書「予防接種に関する事務」について、特定個人情報保護評価指針で規定する重要な変更が生じたため、評価の再実施を行ったことについての報告を健康課から受けた。

【再実施理由】

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施が追加となり、この追記行為は、特定個人情報保護評価指針が規定する「重要な変更」に該当し、評価の再実施が義務付けられるため。

・ 過去に重大な事故は起きていないのか。
 平塚市では発生していない。

・ 他の自治体で重大な事故が発生した場合は、情報共有されるのか。
 運用を開始してから他自治体で重大な事故が発生したという情報はないが、システムの運用変更が行われた場合、国や県から通知があるため、事故等が発生した場合も同様に通知があると認識している。

他の自治体で重大な事故が発生した場合は、平塚市でも起きうることでありと認識し、対策等を検討する必要がある。

(2) 漏えい事故に係る報告【公開】

実施機関から個人情報に係る事故報告について発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

経営企画課	誤送信
-------	-----

・ 過去に誤送付等をした個人情報を回収できなかった事例はあるか。
 回収できなかった事例は把握していない。

・ 強制的に回収することはできないのか。
 強制的に回収できる法的根拠はないので、依頼ベースになる。

・ FAX以外で医療機関の連絡体制として確立されたものはないのか。
 FAXでの連絡については問題意識を持ってはいるが、現状はFAXでの対応となっている。

- ・ 事務局が情報公開請求を受ける場合、どのように受け付けているのか。
電子申請システム又は窓口、郵送でのみ受け付けており、FAXでは受け付けていない。
- ・ FAXで連絡する場合は、まず個人情報を記入していない内容を送付し、送付先と内容確認を行ってから正式送付を行う対応が有効ではないか。
- ・ 高齢でありデータ削除の方法が分からないとのことだが、ほかにご家族はいないのか。
電話で対応していただいたのは高齢のご夫婦であり、方法が分からないとのことと重ねての依頼を行わなかった。
- ・ 最近、警察や行政を名乗った詐欺が起こっている事例から、警戒して自宅へ伺うことを拒まれてしまった可能性もあるのではないか。
- ・ 相手方の意思で自宅住所を言いたくないということであるが、その場合は個人情報の回収のために着払いで返送してもらうといった対応を検討するべきである。

(3) 個人情報取扱事務に係る届出の報告について(平塚市個人情報保護条例第7条)
【公開】

- ・ 個人情報取扱事務に係る届出について、新規登録8件、登録変更26件、廃止0件の報告が事務局からあり、内容を確認した。
- ・ 都市整備課(新規6)について、「対象者の区分」の詳細を伺いたい。
駅周辺の土地所有者、建築主、その他の地域の市内在住の市民と所管課から報告を受けている。
- ・ 都市整備課(新規6)について、アンケート結果から個人を特定できないということか。
アンケートは無記名のため、個人を特定できない。
- ・ 教職員課(新規7)について、単発的な事務も報告を受けているか。
同所管課の他の事務に包括できないか確認し、対象者等が異なるため新規として報告している。
- ・ 市民課(変更6)について、事務内容をより詳細に説明を受けた。
- ・ 登録簿の追加修正がいくつか口頭報告されるが、各所管課から事務局で受理する際に、内容を確認しているのか。
課内決裁を経たデータを送付しているが、その後疑問点が生じたため、審議会で報告している。場合によっては所管課へ差し戻す等の対応を行っている。
- ・ データ送付後に追加で修正箇所等がある場合は、審議会での口頭報告ではなく書面でいただきたい。
データ送付後に追加で修正箇所等がある場合は、前日までにメールで追加の修正点を送付する。

- (4) 外部委託等に係る報告について(平塚市個人情報保護条例第50条第2項)【公開】
- ・ 個人情報取扱事務の外部委託等(実施機関以外のものに電子計算機を用いて個人情報取扱事務を行わせる場合)について、新規登録9件、登録変更(委託契約の更新等)16件、廃止10件の報告が事務局からあり、内容を確認した。
 - ・ 廃止報告について、事務として継続するのであれば廃止の報告を受けるのではなく、変更の報告を受けるべきではないか。事務登録簿の事務名称については、継続すると考えられるが、廃止報告を受けているのはなぜか。
事務局では委託契約が終了し、平塚市の保有個人情報の廃棄等が行われた時点で報告を受けているため、廃止の報告を受けている。
 - ・ 契約期間が空くため、廃止の報告を受けているという実態では、事務が煩雑となり、委託先が保有個人情報を確実に廃棄しているとは言えないのではないか。
事務が煩雑にはなってしまうが、廃棄等の報告を受けるよう項目を設定することで保有個人情報の管理を徹底していることにつながると認識している。
 - ・ 納税課(変更5)について、「別紙のとおり」と記載されているが、別紙がない。
所管課へ別紙の提出を依頼し、次回の審議会で報告する。
 - ・ 災害対策課(変更1)について、「検査、監査等を行うか」という項目で、「必要に応じて行う」でよいのか。
検査、監査等の実施について、所管課へ指導し、次回の審議会で報告する。
 - ・ 遠隔地であるため検査、監査等を必要に応じて行うのはやむを得ないと判断する際の基準はあるのか。
事務局としては県外であればやむを得ないと考えているが、基準を精査する。
 - ・ 検査、監査等はできる限り実地で行っていただきたいが、リモートで対応する等代替案を検討できるのではないか。
 - ・ 検査、監査等の方法は市全体で確立する必要はなく、所管課と委託先で個別に調整するように所管課へ指導するよう意見した。
 - ・ 納税課(変更6)、保険年金課(変更13)について、プライバシーマークやJISの認証の内部監査でよいとするのではなく、委託内容を個別案件として監査等を行うべきではないか。
プライバシーマーク等の取得については、定期的に検査等を受けることとなっているため、検査をしたのと同様と認識している。
 - ・ 委託先の選定にあたってプライバシーマークの取得の有無を考慮するのは良いことだと考える。一方で内部監査を行うため、所管課が全く監査を行わないという姿勢には抵抗がある。
 - ・ 検査、監査等を行わないという選択肢が不要ではないかという議論も出ており、今後、検討する必要がある。
 - ・ 所管課へは、審議会から検査、監査等を行うよう意見があったとして指導するよう意見した。

(5) 個人情報保護法改正に伴う平塚市個人情報保護運営審議会の役割について【公開】

- ・ 実施機関から個人情報保護法改正に伴う平塚市個人情報保護運営審議会の役割について、説明を受けた。
- ・ 現状、年何件くらい審査請求を受けているのか。
今年度は2件審査請求を受けているが、同案件であり1件として審査している。昨年度は0件であった。
- ・ 個人情報保護審査会は非公開か。
非公開で開催する。
- ・ 審査請求がなければ1回も開催されないのか。
漏えい事故に係る報告や委託等の報告は引き続き行っていきたいと考えており、それらの報告を行う日と審査請求について審査する日がある。

3 その他

次回の審議会は、令和4年12月20日(火)に開催する。

以上

< 配付資料 >

第130回議事録

特定個人情報保護評価再実施に係る報告について

令和4年度個人情報漏えい事故概要

個人情報取扱事務に係る届出の報告について

個人情報取扱事務の外部委託等に係る報告について

第130回平塚市個人情報保護運営審議会からの意見等への対応について

個人情報保護法改正に伴う平塚市個人情報保護運営審議会の役割について